

第2章 業務の概要及び実績

1 総務課

(1) 行政文書の開示

①業務概要

行政機関等が保有する文書については、情報公開法に基づいて開示請求することができます。

行政文書の開示請求が申請された場合には、行政文書を保有する担当部署と協力し、行政文書の写しの交付を行っています。なお、個人に関する情報などの不開示情報が記録されている場合は不開示となります。

②業務実績

令和3年度における開示請求の件数は、次のとおりです。

部門	件数
年金・健康福祉部門	2
医療指導部門	26
麻薬取締部門	0
合計	28

(2) 採用関係

内容	実績
パンフレット	・新規採用案内パンフレットの作成
動画	・新規採用案内動画の作成（令和3年度から）

2 企画調整課

(1) 四国厚生支局の総合的な企画及び立案

①業務概要

企画調整課は、四国厚生支局の総合的な企画及び立案に関する業務を所掌し、関係機関との連絡調整や支局内の調整・取りまとめを行っています。

主な業務として、支局組織目標の策定、業務計画の取りまとめ、広報の推進、職員研修の企画、組織的な業務改善に向けた取組みなどを行っています。

②業務実績

令和3年度における業務実績は、次のとおりです。

【広報関係】

内容	実績
四国厚生支局ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> 各種情報の掲載 各課で実施した事業に係るフォトレポートの掲載 管内概況（四国4県の保健・医療・福祉・年金の指標）の掲載
パンフレット	<ul style="list-style-type: none"> 四国厚生支局業務紹介パンフレットの作成及び四国厚生支局ホームページへの掲載
YouTube「四国厚生支局公式チャンネル」	<ul style="list-style-type: none"> 「令和2年度厚生労働省老人保健健康増進等事業報告会」（地域包括ケア推進課）、「採用活動用動画」（総務課）等について動画掲載
合同庁舎屋外電光掲示板	<ul style="list-style-type: none"> 「学生納付特例制度」「世界アルツハイマー月間」等外21件の広報内容について電光掲示板へ表示
バックパネル	<ul style="list-style-type: none"> 各種説明会やイベント時に使用する厚生労働省シンボルマーク及び四国厚生支局のロゴの入ったバックパネルの作成

【職員研修状況】

開催月	研修名
令和3年 4月	新規採用者研修
令和3年 5月	防災研修（四国厚生支局業務継続計画等実施要領及び南海トラフ巨大地震への備えについて）
令和3年 7月	接遇・マナー研修
令和3年11月	情報公開・個人情報保護研修
令和3年12月	行政対象暴力・クレーム対応研修 交通安全研修 公務員倫理研修

令和4年 3月	メンタルヘルス研修 リスク管理研修
※その他、職員の資質向上のため、人事院等の他官庁が実施する外部研修にも積極的に参加させています。	

【業務改善の取り組み】

開催月	実施内容
令和3年9月 【令和3年度第1回業務改革 推進月間】	<ul style="list-style-type: none"> 各課所における定期的なミーティングの実施 職場の見える化・きれい化 S k y p e利用（WEB会議）の推進
令和4年1月～2月 【令和3年度第2回業務改革 推進月間】	<ul style="list-style-type: none"> 各課所における定期的なミーティングの実施 在庁時間の縮減（定時退庁の推進） テレワークの一層の推進

（2）四国地方社会保険医療協議会総会の運営

①業務概要

社会保険医療協議会法に基づき、四国厚生支局に「四国地方社会保険医療協議会」が設置されています。協議会は、保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消、保険医及び保険薬剤師の登録の取消等について、厚生労働大臣（四国厚生支局長へ委任）の諮問に応じて審議・答申するほか、自ら建議することができます。

協議会は「総会」と各県を担当する4つの「部会」で構成されています。企画調整課においては「総会」の庶務を担当しており、四国地方社会保険医療協議会会長及び各委員への日程調整、各委員への総会開催前後での事務手続き等のほか、毎年10月の任期満了（任期2年、毎年委員の半数が改選）に伴う委員改選の調整及び申請手続き等を行っています。なお、部会の庶務は指導監査課及び各県事務所が担当しています。

◆四国地方社会保険医療協議会の概要

〔総会〕

- 委員定数：20名
- 委員構成：支払側委員7名（保険者、被保険者、事業主を代表する委員）
診療側委員7名（医師、歯科医師、薬剤師を代表する委員）
公益委員6名（公益を代表する委員）
- 審議内容：保険医療機関及び保険薬局の指定の取消並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消等

〔部会〕

- 委員定数：8名
- 委員構成：支払側委員3名（保険者、被保険者、事業主を代表する委員）
診療側委員3名（医師、歯科医師、薬剤師を代表する委員）
公益委員2名（公益を代表する委員）
- 審議内容：保険医療機関及び保険薬局の指定（総会の事務事項を除く）

②業務実績

令和3年度における総会の開催状況は、次のとおりです。

開 催	審 議 内 容
令和3年10月 (書面にて左記審議を実施)	・会長選出にかかる選挙及び改選委員の各県部会所属について

③その他

審議会等における委員及び臨時委員の女性登用については、「審議会等委員等の任命事務について」（平成30年11月8日大臣官房人事課長通知）において、令和7年末までに委員に占める女性比率40%以上60%以下、臨時委員に占める女性比率40%以上60%以下とすることが求められています。

令和3年度においては、委員1名・臨時委員1名について新たに女性を任命し、令和3年度末における女性比率は、委員においては25%、臨時委員においては42%となっており、引き続き本取り組みを進めてまいります。

(3) 「国民の皆様の声」への対応

①業務概要

「国民の皆様の声」は、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなることから、国民の皆様からの行政に関するご意見・ご要望等を受け付けています。

四国厚生支局の各課や各県事務所に寄せられた「国民の皆様の声」については、取りまとめ、支局内で情報共有するとともに随時、厚生労働本省へ報告しています。

なお、寄せられた「国民の皆様の声」については厚生労働省ホームページで公表していません。

②業務実績

令和3年度に寄せられた「国民の皆様の声」は、次のとおりです。

厚生労働本省への報告	件数
大臣官房地方課	0
医 政 局	0
社 会 ・ 援 護 局	0
保 険 局	2
年 金 局	0
合 計	2

(4) 四国南海トラフ地震対策戦略会議への参画

①業務概要

四国管内では、東南海・南海地震への対策が急務となり、防災関係機関の情報共有及び施策の連携・調整を図ることを目的に「四国東南海・南海対策連絡調整会議」が設置されました。また、東日本大震災を踏まえ、四国地方における巨大地震に対する防災基本戦略の策定を目的として連絡調整会議に学識経験者等を加えた「四国東南海・南海地震対策戦略会議」も設

置され、上記2会議は「四国南海トラフ地震対策戦略会議」に改組されました。四国厚生支局では、四国南海トラフ地震戦略会議に参画し地震防災対策の充実に向けて取り組んでいます。

②業務実績

「四国南海トラフ地震対策戦略会議」では、「四国地震防災基本戦略」が策定されています。四国厚生支局では、「根幹的な応急対応に関する項目」のうち、「救援・救護（DMATの広域派遣計画・広域医療搬送計画）」に関する対応すべき課題に対し、関係機関として参画し、四国南海トラフ地震への対策に向け取り組んでいます。

令和3年度においては、6月に香川県で会議が開催されました。

(5) 防災に関する取組み

①業務概要

四国厚生支局における防災対応については、当支局が講ずべき防災業務等の措置及び実施手順を定めた「四国厚生支局業務継続計画及び防災業務の実施について」（以下、四国厚生支局業務継続計画実施要領という。）に基づき実施しています。四国厚生支局業務継続計画実施要領の実効性をより高め、防災に関する取組みを推進するため、令和3年度に「四国厚生支局防災チーム」を設置し、支局内一体となり防災対応にあたっています。

②業務実績

令和3年度においては、支局内全体として以下の取組みを行っております。

- ・「四国厚生支局非常時行動計画」の策定・見直し
- ・防災訓練の検討・実施
- ・庁舎内の点検・耐震
- ・災害発生時に備えた備蓄品の検証
- ・防災チームの翌年度活動計画の策定

※「四国厚生支局非常時行動計画」・・・四国厚生支局業務継続計画実施要領の実効性を高めるため、より詳細に災害への備えや災害発生時の対応等について定めた規程

3 年金管理課

◆年金制度に関する管理・運営

公的年金制度は、厚生労働大臣が財政責任・管理運営責任を負いつつ、一連の業務運営は日本年金機構（以下「機構」という。）が実施しています。

機構では、厚生労働大臣の直接的な監督の下、公的年金の適用や保険料の徴収、年金に関する相談や年金の決定を行っていますが、年金に関する事務に関して、行政が行う必要があるとされた次の業務について、四国厚生支局が実施しています。

（１）機構の収納職員及び徴収職員の認可

①業務概要

事業主の方が納める厚生年金保険等の保険料や自営業の方などが納める国民年金保険料（以下「保険料」という。）の収納事務については「収納職員」が、また、その保険料が納付されない場合の滞納処分については「徴収職員」が行っています。

収納職員及び徴収職員は機構理事長が任命しますが、その任命に当たっては、あらかじめ厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）の認可が必要となっています。

四国厚生支局では、機構本部から各年金事務所等に配置する収納職員及び徴収職員について認可申請があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

②業務実績

令和3年度における収納職員等の認可実績は、次のとおりです。

認可内容	認可人数
収納職員	24
徴収職員	28

（２）機構が行う滞納処分等の認可及び確認

①業務概要

機構が保険料等を滞納している厚生年金保険等の適用事業所や国民年金の被保険者に対し滞納処分や財産調査を行う場合は、あらかじめ厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）の認可が必要となっています。

四国厚生支局では、機構本部（通常分）及び各年金事務所（緊急分及び随時分）から認可申請があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

※「通常分」とは毎月一定の時期を定めて行われ機構本部から一括して認可申請されるもの、「緊急分」とは事業の廃止や破産等で急を要するため機構四国地域部を経由して各年金事務所から個別に認可申請されるもの、「随時分」とは会計検査院から指摘された徴収不足保険料等で各年金事務所から個別に認可申請されるものをいう。

②業務実績

令和3年度における滞納処分等の認可実績は、次のとおりです。

認可内容	認可件数
滞納処分等（通常分）	39,837
滞納処分等（緊急分）	122
滞納処分等（随時分）	342
計	40,301

③実施結果

機構が実施した滞納処分等については、機構本部で月単位として取りまとめ、翌月末までに四国厚生支局に対し実施結果の報告があり、四国厚生支局では、適正に滞納処分等が執行されているかの確認を行っています。

令和3年度における確認結果は、次のとおりです。

区分		報告件数
実施結果	突 合	1,268
	不突合	0
	計	1,268
差押等の 執行状況	完 納	64
	分 割 納 付	576
	処分続行中	628
	計	1,268

※「突合」は認可書交付後に年金事務所が滞納処分等を行っている場合、「不突合」は認可書交付前に年金事務所が滞納処分等を行っている場合の件数。

(3) 機構が行う立入検査等の認可及び確認

①業務概要

機構が行う厚生年金保険等の未適用事業所への加入指導・立入検査又は適用事業所への事業所調査（以下「立入検査等」という。）については、あらかじめ厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）の認可が必要となっています。

四国厚生支局では、機構四国地域部から各年金事務所分を取りまとめた認可申請（通常分及び緊急分）があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

※「通常分」とは毎月一定の時期を定めて行われ機構四国地域部から一括して認可申請されるもの、「緊急分」とは従業員等からの情報提供等により年金事務所において速やかに調査等を行う必要がある場合、機構四国地域部を経由して認可申請されるものをいう。

②業務実績

令和3年度における立入検査等の認可実績は、次のとおりです。

認可内容	認可件数
立入検査等（通常分）	21,238
立入検査等（緊急分）	14
計	21,252

③実施結果

機構が実施した立入検査等については、機構四国地域部で認可後1年（認可有効期限）経過した時点の各年金事務所分を取りまとめ、認可有効期限が経過した日の属する月の翌月20日までに四国厚生支局に対し実施結果の報告があり、四国厚生支局では適正に事業所の調査が実施されているかの確認を行っています。

令和3年度における確認結果（令和2年度中の認可に関するもの）は、次のとおりです。

区分	報告件数	
立入検査等認可件数	22,950	
立入検査等 実施件数	指摘有の事業所	5,270
	指摘無の事業所	8,020
	行方不明の事業所	0
	計	13,290
未実施の事業所	9,660	
計	22,950	

（4）機構が行う受給権者及び被保険者調査の認可及び確認

①業務概要

機構が行う受給権者及び被保険者に関する調査（以下「受給権者等調査」という。）については、あらかじめ厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）の認可が必要となっています。

四国厚生支局では、機構四国地域部から各年金事務所分を取りまとめた認可申請（通常分及び緊急分）があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

※「通常分」とは毎月一定の時期を定めて行われ機構四国地域部から一括して認可申請されるもの、「緊急分」とは障害の状態を診断させる調査など年金事務所において速やかに調査等を行う必要がある場合、機構四国地域部を経由して認可申請されるものをいう。

②業務実績

令和3年度における受給権者等調査の認可実績は、次のとおりです。

認可内容	認可件数
受給権者等調査（通常分）	4
受給権者等調査（緊急分）	0
計	4

③実施結果

機構で実施した受給権者等調査については、機構四国地域部で各年金事務所分を取りまとめ、毎年度終了後の4月末までに四国厚生支局に対し実施結果の報告があり、四国厚生支局では、適正に調査が実施されているかの確認を行っています。

令和3年度における確認結果は、次のとおりです。

区分	報告件数
受給権者等調査認可件数	4
受給権者等調査実施件数	4
受給権者等調査未実施件数	0
計	4

(5) 厚生年金保険料等の納付猶予の許可

①業務概要

厚生年金保険料等については、納付義務者が災害等により、その財産について相当な損失を受けた場合において、納付義務者がその納付すべき保険料等を一時的に納付することが困難と認められる場合等に、納付を猶予することが認められています。

四国厚生支局では、機構四国地域部から各年金事務所分を取りまとめた納付猶予の申請（通常分及び災害分）があった場合、当該申請の審査と許可を行っています。

※「通常分」とは「通常の納付猶予」及び「届出が遅延した場合の納付猶予」で、機構四国地域部より随時猶予申請されるもの、「災害分」とは「災害による納付の猶予」で、機構四国地域部より毎月一定の時期を定めて猶予申請されるものをいう。

②業務実績

令和3年度における厚生年金保険料等の納付猶予の許可実績は、次のとおりです。

許可内容	許可件数
納付猶予（通常分）	10
納付猶予（災害分）	0
計	10

(6) 機構が行う保険料等の収納確認

①業務概要

四国厚生支局（年金管理課並びに各県事務所の指定された官職の職員）では、厚生年金保険料等の領収済通知書の受領事務に関する歳入徴収官の代行機関として、受領事務を行う機構事務センター職員（国の非常勤職員として任用）から日々報告される「領収済通知書受付日計表」の内容を確認し、受領事務が適正に行われているかの確認を行っています。

また、原則年1回、機構事務センターを巡回し、領収済通知書の受領事務が適正に行われているかの確認を行っています。

②業務実績

日々報告される「領収済通知書受付日計表」の内容を確認するほか、年金管理課の指定された官職の職員が機構事務センターに赴き、領収済通知書の受領事務が適正に行われているかの確認を行っています。

(7) 国民年金等事務費交付金の審査

①業務概要

国民年金事業等の円滑な実施を図るため、住民の一番身近な行政窓口である市町村へ国民年金等の事務の一部を委託しています。当該事務の実施に要する費用については、国は一定の基準に基づき、地方厚生（支）局が市町村からの申請を審査し、厚生労働省年金局が国民年金等事務費交付金として資金交付を行っています。

この交付金は、法律により市町村が実施する法定受託事務を遂行するに当たって必要な経費に対して交付するものと、被保険者など国民サービスの向上を図る観点から厚生労働省、機構及び市町村との協力連携のもとに実施される事務に必要な経費に対して交付するものがあります。

四国厚生支局では、事業の円滑な実施のため、管内の市町村と連携し、交付申請書や各種報告書の審査などにあたっています。

◆ 法定受託事務とは・・・

国民年金法の規定により市町村が実施する国民年金被保険者の資格取得や資格喪失、種別変更等の届書の受理に関する事務

◆ 協力・連携事務とは・・・

法定受託事務以外に被保険者へのサービス向上を図る観点から、厚生労働省、機構及び市町村との協力連携のもとに実施される、資格取得時における保険料の納付督促、口座振替、前納の促進のほか、市町村で実施している年金相談業務等に関する事務

②業務実績

令和3年度における交付実績は、次のとおりです。

【法定受託事務に係る交付金】

(単位：千円)

県名	交付決定額	概算交付額	精算交付額
徳島県 (市町村数24)	150,584	84,085	66,499
香川県 (市町村数17)	149,988	87,169	62,819
愛媛県 (市町村数20)	246,336	145,631	100,705
高知県 (市町村数34)	149,154	81,973	67,181
計 (市町村数95)	696,062	398,858	297,204

【協力・連携事務に係る交付金】

(単位：千円)

県名	交付決定額	概算交付額	精算交付額
徳島県 (市町村数24)	20,911	9,016	11,895
香川県 (市町村数17)	37,027	14,269	22,758
愛媛県 (市町村数20)	53,449	23,696	29,753
高知県 (市町村数34)	18,019	9,214	8,805
計 (市町村数95)	129,406	56,195	73,211

※「概算交付額」とは年度の交付実績及び年度当初の計画額の一定額を合わせ第1四半期から第3四半期までに資金交付した額、「精算交付額」とは年度末に国民年金事務費交付金等の交付額を決定し、その決定額からすでに資金交付した第1四半期から第3四半期までの概算交付額を差し引いた額を第4四半期に資金交付した額をいう。実績額は千円未満を切り捨てにより記載。

(8) 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金の審査

①業務概要

年金生活者支援給付金事業の円滑な実施を図るため、国民年金事業と同様に、市町村へ年金生活者支援給付金事業の事務を一部委託しています。当該事務の実施に要する費用については、国は一定の基準に基づき、地方厚生（支）局が市町村からの申請を審査し、厚生労働省年金局が年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金として資金交付を行っています。

この交付金は、法律により市町村が法定受託事務を遂行するに当たって必要な経費に対して交付するものと、受給者など国民サービスの向上を図る観点から厚生労働省、機構及び市町村との協力連携のもとに実施される事務に必要な経費に対して交付するものがあります。

四国厚生支局では、事業の円滑な実施のため、管内の市町村と連携し、交付申請書や各種報告書の審査などにあたっています。

◆ 法定受託事務とは・・・

年金生活者支援給付金の支給に関する法律の規定により市町村が実施する年金生活者支援給付金の支給に関する、各種認定請求書の受理、機構への受給資格者の所得情報の提供等に関する事務

◆ 協力・連携事務とは・・・

法定受託事務以外に受給者等に対するサービス向上を図る観点から、厚生労働省、機構及び市町村との協力連携のもとに実施される、制度周知、制度・手続に関する相談、機構との合意により行われる各種情報の提供等に関する事務

②業務実績

令和3年度における交付実績は、次のとおりです。

【交付決定額】

(単位：千円)

県名	交付決定額	法定受託事務	協力・連携事務	特別事情分
徳島県 (市町村数24)	2,404	1,812	334	258
香川県 (市町村数16)	2,276	1,372	233	671
愛媛県 (市町村数19)	4,853	3,072	673	1,108
高知県 (市町村数29)	2,788	1,831	203	754
計 (市町村数88)	12,321	8,087	1,443	2,791

※「特別事情分」とはシステム改修に要した経費に対して交付した額をいう。実績額は千円未満を切り捨てにより記載。

(9) 日雇特例被保険者の適用等に関する交付金の審査及び指定

①業務概要

日雇特例被保険者に係る保険者の事務のうち、厚生労働大臣が行うこととされている日雇特例被保険者手帳の交付等に関する事務は、法定受託事務として、厚生労働大臣が指定する市町村（以下「事務指定市町村」という。）が行い、その事務に必要な費用は、厚生労働省年金局から資金交付を行っています。

四国厚生支局では、四国厚生支局管内7事務指定市町村より提出された交付申請書及び各種報告書の内容を審査し、厚生労働省年金局へ報告を行った後、厚生労働省年金局が資金交付を行っています。

②業務実績

令和3年度における交付実績は、次のとおりです。

県名	指定市町村数	申請市町村数	交付	
			手帳交付等件数	金額（円）
徳島県	6	5	9	778
高知県	1	0	0	0
計	7	5	9	778

※香川県及び愛媛県には事務指定市町村はありません。

(10) 社会保険労務士に関する業務

○業務概要

社会保険労務士法に関する業務のうち社会保険諸法令に関するものは、厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）が行うものとされ、四国厚生支局では、次の業務を行っています。

- ・社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対する報告及び検査
- ・社会保険労務士が社会保険労務士法等に違反した場合の社会保険労務士会等からの通知の受理
- ・社会保険労務士会の総会決議の取消及び役員解任の命令
- ・社会保険労務士会に対する報告徴収、勧告及び調査

- ・ 社会保険労務士会からの社会保険労務士等に対して注意勧告を行った場合の報告
- ・ 社会保険労務士に不正があった場合の懲戒処分に係る聴聞
- ・ 全国社会保険労務士会連合会が実施している社会保険労務士試験への協力等

令和4年3月末現在における社会保険労務士会会員数及び法人数は、次のとおりです。

県名	会員数（人）					社労士 法人数
	開業	法人の社員	勤務	その他	計	
徳島県	124	15	19	24	182	9
香川県	197	22	55	15	289	11
愛媛県	249	33	47	29	358	23
高知県	122	10	44	20	196	6
計	692	80	165	88	1,025	49

（11）年金委員の委嘱・解嘱等及び大臣表彰

①業務概要

年金委員は、年金事業の理解を高め、その円滑な運営を図ることを目的として機構が行っている公的年金制度の適用、給付、保険料その他の事項についての啓発、相談及び助言等の活動を行っています。

年金委員には、厚生年金保険の適用事業所の事業主が推薦し、委嘱される「職域型」の年金委員と、市町村等が推薦し、委嘱される「地域型」の年金委員に区別され、いずれも厚生労働大臣が委嘱を行っています。

四国厚生支局では、事業主や市町村等より推薦のあった年金委員候補者に対して、委嘱に関する審査、決定及び委嘱状の発行、年金委員証明書の発行等を行っています。

平成25年度より、多年にわたり政府管掌年金事業の推進・発展に貢献した者に対して、その功績を称え労苦に報いるとともに、併せて政府管掌年金事業の一層の推進に寄与することを趣旨として、年金委員功労者厚生労働大臣表彰を行っています。

（参考）

- 年金委員は、機構と協力連携の下、厚生年金保険の適用事業所の事業主、被保険者及び地域住民に対して次の職務を行います。
 - ・ 機構が取り組む年金記録問題への対応についての協力及び支援
 - ・ 機構が実施する年金制度等に関する説明会及び普及啓発活動への協力
 - ・ 機構が発出する各種通知やお知らせ等に関する説明及び相談
 - ・ 各種届出手続きについての相談及び助言並びに適切な届出の励行
 - ・ 前各号に掲げるものの他、政府管掌年金事業の推進に必要な活動
- 「職域型」の年金委員は、厚生年金保険の適用事業所に設置されており、設置数は常時300人未満の被保険者を使用する適用事業所については1名以上、常時300人以上の被保険者を使用する適用事業所については2名以上としています。なお、任期はありません。
- 「地域型」の年金委員は、市町村または各種団体から推薦があった者について委嘱を行っています。なお、任期は3年です。

②業務実績

令和4年3月末現在における年金委員数は、次のとおりです。

県名	年金事務所名	職域型	地域型	計
徳島県	徳島北	556	40	1,299
	徳島南	517		
	阿波半田	186		
香川県	高松西	834	149	2,813
	高松東	925		
	善通寺	905		
愛媛県	松山西	709	111	2,708
	松山東	441		
	新居浜	594		
	今 治	447		
	宇和島	406		
高知県	高知東	426	29	1,307
	高知西	426		
	南 国	227		
	幡 多	199		
計		7,798	329	8,127

令和3年度における年金委員功労者厚生労働大臣表彰は、次のとおりです。

県名	年金事務所名	表彰者数	備考
香川県	高松西	1	職域型
	善通寺	1	職域型
愛媛県	新居浜	1	職域型
高知県	南 国	1	職域型
計		4	

(12) 学生納付特例事務法人の指定及び監督

①業務概要

20歳以上の大学生等の方は、国民年金に加入する義務がありますが、所得のない方が保険料を納付できずに、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取ることができなくなること等を防止するため、ご本人からの申請により国民年金保険料の納付が一定期間猶予される「学生納付特例制度」があります。

この制度を活用するためにできるだけ申請のしやすい環境整備を行い、大学等が学生からの申請を代行できる「学生納付特例事務法人」の指定を行っています。

四国厚生支局では、次の業務を行っています。

- ・学生納付特例事務法人の指定及び指定の取消に係る審査及び決定

- ・学生納付特例事務法人への改善命令
- ・学生納付特例事務法人制度の普及・推進

②業務実績

令和3年度は、「ねんきん月間」である11月に管内277校に対して、「学生納付特例事務法人」の指定受諾に関する協力依頼、「学生納付特例制度」等の公的年金制度の周知依頼及び機構職員による「年金セミナー」実施に関する協力依頼の通知等を行っています。令和4年3月末現在における学生納付特例事務法人数は、次のとおりです。

県名	事務法人		事務取扱教育施設
	法人	指定校	
徳島県	3	3	1
香川県	4	5	1
愛媛県	6	9	0
高知県	10	12	3
計	23	29	5

※「事務法人」の「指定校」は法人が設立する大学、専門学校等であり、「事務取扱教育施設」とは国又は地方公共団体が設置する県立学校等である。

(13) 保険料納付確認団体の指定及び監督

○業務概要

同種の事業や業務に従事する国民年金の被保険者を構成員とする団体等が、国民年金の被保険者である構成員の委託に基づき、構成員の国民年金保険料の納付状況を確認できる「保険料納付確認団体制度」があり、厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）が指定を行っています。

この制度は、団体等が年金受給権を確保することが目的であり、団体等が構成員へ国民年金保険料の納付状況を通知するとともに、未納であれば自主的な納付を促すものです。

(14) 機構との協力・連携

①業務概要

機構が行う年金事業が適正かつ円滑に運営されるよう、機構との情報交換や共有化、また、公的年金制度の啓発・普及を目的とした地域年金展開事業の協力・連携を行っています。

②業務実績

公的年金制度関係の最近の動向や四国厚生支局及び機構の四国管内の業務状況などについて情報及び意見交換を行いました。また、地域年金展開事業への支援を行いました。

- ・機構との事務打合せ会の実施
- ・地域年金事業運営調整会議（各県代表年金事務所主催）への参加

- 地域年金展開事業の実施に関する協力・連携（管内の大学等に対する年金制度周知パンフレットの送付、管内の大学等に対する「年金セミナー」開催の要請）

4 年金審査課

(1) 年金記録の訂正請求に関する調査

①業務概要

日本年金機構年金事務所段階で訂正できない年金記録の訂正請求事案について、様々な関連資料や周辺事情などを幅広く詳細に調査し、中国四国地方年金記録訂正審議会の答申に基づき、年金記録の訂正・不訂正を決定しています。

②業務実績

令和3年度における訂正請求の受付・処理状況は、次のとおりです。

	国民年金	厚生年金保険	計
受付件数	13	(0) 41	54
処理件数	15	(0) 38	53
四国厚生支局で処理	15	(0) 9	24
訂正決定	2	(0) 3	5
不訂正決定	13	(0) 6	19
請求却下	0	(0) 0	0
日本年金機構で記録訂正	0	(0) 25	25
訂正請求の取下げ等	0	(0) 4	4

※（ ）内は、脱退手当金の件数を再掲したものです。「訂正決定」の件数は請求内容の一部について訂正決定した事案を含む。

(2) 中国四国地方年金記録訂正審議会四国担当部会の運営

○業務概要

中国四国地方年金記録訂正審議会は、年金記録の訂正請求事案のうち、年金事務所段階で訂正できない請求事案について中立的な立場で公平・公正な判断を行うため、中国四国厚生局に設置されています。

同審議会には四国を担当する部会が置かれ、弁護士、社会保険労務士、税理士などの有識者が、一つ一つの請求事案について、年金記録を訂正すべきかどうかを中立的な立場で審議して判断します。

四国厚生支局では部会の運営をはじめ、委員に関する庶務等を行っています。

5 健康福祉課

(1) 各種養成施設等の指定及び監督

①業務概要

国民の健康や安全な生活の維持向上を図ることを目的として、一定の資格を有する人材を育成する厚生労働省所管の各種養成施設等について、新規の指定（認定）及び変更等の申請を受理し、審査を行うとともに、既指定（認定）の養成施設等について、指定（認定）規則及び指導要領に適合した運営、教育がなされるよう、指導・監督を行っています。

令和4年3月末現在の各種養成施設等の指定（認定）状況は、次のとおりです。

施設種別	課程（施設）数
管理栄養士養成施設	5 (5)
栄養士養成施設	5 (5)
科目確認大学等（社会福祉士）	11 (10)
介護福祉士養成学校	5 (5)
福祉系高等学校等	4 (4)
あ・は・き養成施設	1 (1)
計	31 (30)

※管理栄養士の4養成施設は栄養士の資格も得られます。

※「あ・は・き養成施設」とはあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成施設を略したもの。

②業務実績

令和3年度における指定等及び指導監督の業務実績は、次のとおりです。

【指定等に関する事務】

養成施設等の種別	指定	取消 (廃止)	変更 承認	変更届	報告書
管理栄養士養成施設	0	0	0	0	5
栄養士養成施設	0	0	0	1	5
科目確認大学等（社会福祉士）	0	1	0	17	
介護福祉士養成学校	0	0	1	7	5
福祉系高等学校等	0	0	1	7	8
あ・は・き養成施設	0	0	0	0	1
計	0	1	2	32	24

※「指定」は、令和3年度中に指定手続きが終了した養成施設の数。

※「変更承認」は学則（修業年限、養成課程、定員、学級数）、校舎の用途、面積、配置図等の変更する場合で、

「変更届」は設置者、名称、住所、学則（変更承認以外）、専任教員に関する事項、実習施設等に関する事項について変更する場合に提出。「報告書」については年に1度の学生数等の報告である。

【指導監督に関する業務】

養成施設等の種別	対象 施設数	実施 施設数
管理栄養士養成施設	5	0
栄養士養成施設	5	2
介護福祉士養成学校	5	1
福祉系高等学校等	4	1
あ・は・き養成施設	1	0
計	20	4

(2) 補助金の交付

①業務概要

地方公共団体を交付対象とする補助金等の執行事務のうち、結核医療費負担金や地方公共団体が整備する社会福祉施設、保健衛生施設の施設・設備費の交付決定などの執行业務を行っています。

また、補助金等の交付を受けて取得した財産を交付の目的に反して使用する等の処分を行うにあたっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づく厚生労働大臣の承認が必要とされており、四国厚生支局では、補助金等で整備した施設・設備に関する財産処分の承認審査を行っています。

②業務実績

令和3年度における業務実績は、次のとおりです。

【補助金等の交付】

(単位：円)

補助金等名称	交付目的	交付決定額
結核医療費負担金	都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う従業禁止・命令入所患者に対する医療に要する費用の一部を負担する	60,892,985
結核医療費補助金	都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う一般患者に対する医療に要する費用等の一部を補助する	4,575,180
原爆被爆者健康診断費交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者の健康診断に要する費用並びに被爆者健康手帳の交付に要する費用を交付する	7,287,570
原爆被爆者手当交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当の支給に要する費用並びに事務の処理に要する費用を交付する	386,908,526

補助金等名称	交付目的	交付決定額
原爆被爆者葬祭料交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者葬祭料支給事業に要する費用並びに事務の処理に要する費用を交付する	22,065,592
児童扶養手当給付費負担金	都道府県知事等が行う児童扶養手当の支給に要する費用の一部を負担することにより、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童の福祉の増進を図る	5,422,612,743
児童入所施設措置費等負担金	児童入所施設への児童等の入所後の保護又は委託後の養育につき、児童福祉施設最低基準を維持するために要する費用として、地方公共団体の支弁した経費に対し、国が負担する	4,534,858,031
特別児童扶養手当事務取扱交付金	都道府県知事又は市町村長が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づいて特別児童扶養手当の支給事務を行うための経費を交付する	35,177,871
特別障害者手当等給付費負担金	都道府県市が行う特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給に要する費用の一部を負担することにより、精神又は身体に重度の障害を有する者の福祉の増進を図る	1,732,673,504
婦人保護事業費負担金	「売春防止法」に基づき要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び「配偶者暴力防止法」に基づき配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的とする	34,916,424
婦人相談所運営費負担金		475,940
婦人保護事業費補助金		22,046,034
保健衛生施設等施設整備費補助金	農村検診センター、特定感染症指定医療機関施設等の施設・設備を整備し、地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする	29,874,000
保健衛生施設等設備整備費補助金		46,455,000
保健衛生施設等災害復旧費補助金	災害により被害を受け、その災害復旧に関し、厚生労働大臣と協議して承認を得た施設の災害復旧事業に要する費用等の一部を補助する	0
社会福祉施設等施設整備費補助金	社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする	594,922,000

補助金等名称	交付目的	交付決定額
社会福祉施設等災害復旧費補助金	社会福祉法人等が整備した施設であって、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧に関し、厚生労働大臣等に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保することを目的とする	0
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第4条に基づき、市町村が作成した市町村整備計画に基づく事業又は事務の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付することにより、地域における公的介護施設等の施設及び設備等の整備事業を推進することを目的とする	394,609,000
次世代育成支援対策施設整備交付金	次世代育成支援対策推進法第11条第1項に規定する交付金に関する省令第1条第2項に規定する施設の新設、修理、改造、拡張又は整備に要する費用の一部に充てるために、国が交付する交付金であり、もって、次世代育成支援対策を推進することを目的とする	203,322,000
保育所等整備交付金	保育所等及び保育所機能部分の新設、修理、改造又は整備に要する経費の一部に充てるために国が交付する交付金であり、もって、保育所待機児童の解消を図ることを目的とする	1,273,285,000

【財産処分の承認等】

区分	処理件数
財産処分承認申請	12
包括承認事項における財産処分報告の受理	32
計	44

(3) 医療安全の普及・啓発

①業務概要

厚生労働省では医療の安全に関する取り組みの普及及び啓発に関する業務を所管し、毎年1月25日を含む1週間を「医療安全推進週間」と位置づけ医療安全対策の推進を図っています。

四国厚生支局では、医療機関の管理者等の資質の向上を図るため、医療安全対策に関する知識等の習得等を行う「医療安全セミナー」を開催しています。

②業務実績

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響から中国四国厚生局と共催で、

WEBにより開催しました。

テーマ 「みんなで考えよう ～医療の安全～」

開催方法 WEB配信（オンデマンド形式にて、参加登録者のみへの限定配信）

配信期間 令和3年11月1日～30日

配信総数 1,126人（内733人が四国）

プログラム	演題	講師
令和3年度 医療安全セミナー	ワンオペ医療安全管理者の「楽」と「苦」 ～応援プロジェクトの取り組み と医療安全管理者経験時の工夫から～	公益財団法人日本医療機能評価 機構 教育研修事業部 副部長 遠田 光子
	高齢者の転倒・転落と薬の関係	市立芦屋病院 薬剤科部長 同サポーターケアチーム 薬剤師 岡本 禎晃
	医療事故当事者への支援を考える —医療従事者に焦点を当てて—	患者サービスセンター 看護師長 川谷 弘子
	医療安全の基本的な知識	岩手医科大学 前看護学部長 嶋森 好子
	真に効果のある安全対策とは ～対策に潜 む落とし穴～	電気通信大学 大学院情報理工学研究科 教授（情報学専攻）田中 健次
	レジリエンス・エンジニアリング理論に基 づく医療安全への統合的アプローチ： Safety-II	独立行政法人労働者健康安全機構 理事 中島 和江
	前向きなインシデントレポートの活用方法 について	上尾中央総合病院 特任副院長 長谷川 剛

（４）民生委員及び児童委員の委嘱

①業務概要

民生委員は、都道府県知事（指定都市、中核市の長を含む。以下同じ。）の推薦によって厚生労働大臣が委嘱し、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行い、さらに福祉事務所等関係行政機関に対する協力など社会福祉の増進に努めています。

また、民生委員は、児童委員を兼務することとされています。児童委員のうち主任児童委員は、都道府県知事の推薦によって厚生労働大臣が指名し、児童の福祉に関する児童相談所等関係行政機関と児童委員との連絡調整や児童委員の活動に対する援助を行っています。

民生委員及び児童委員の任期は3年とされており、3年ごとに一斉改選（前回改選は令和元年12月1日に行われ、任期は令和4年11月30日まで）が行われています。

四国厚生支局では、民生委員及び児童委員の委嘱・解嘱、主任児童委員の指名並びに厚生労働大臣表彰状及び感謝状の授与などの業務を行っています。

令和4年3月末現在の四国厚生支局管内の民生委員数は、次のとおりです。

県・市		民生委員数	主任児童委員数
県	徳島県	1,825	183
	香川県	1,178	145
	愛媛県	2,344	296
	高知県	1,534	130
中核市	高松市	768	85
	松山市	923	87
	高知市	639	55
計		9,211	981

②業務実績

令和3年度における民生委員・児童委員の委嘱等の業務実績は、次のとおりです。

区分	処理件数
民生委員・児童委員の委嘱	168
民生委員・児童委員の解嘱	183
主任児童委員の指名	13
厚生労働大臣表彰状の授与	12
厚生労働大臣特別表彰の授与	2
厚生労働大臣感謝状の授与	71

(5) 医療観察法による移送

①制度概要

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づき、心神喪失の状態（精神障害のために善悪の区別がつかないなど、刑事責任を問えない状態）で重大な他害行為（殺人、放火、強盗、強姦、強制わいせつ、傷害）を行った者に対し、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その症状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、その社会復帰を促進することとしています。

この法律は、心神喪失等を理由に不起訴処分又は無罪等が確定した者に対して、①適切な鑑定や専門家・関係者の意見を踏まえた裁判所における最も適切な処遇の決定、②国公立の指定入院医療機関における、症状に応じた適切な入院処遇の実施、③指定通院医療機関における退院後の医療の継続及び保護観察所と都道府県等の連携による実施計画に基づく観察・指導等の実施、④被害者等による裁判所の手続の傍聴及び審判結果の通知などを行うこととされています。

②業務概要

地方厚生（支）局は、①精神保健判定医及び精神保健参与員に関すること、②指定医療機

関の指定及び指導等に関する事、③指定入院医療機関又は指定通院医療機関の選定に関する事、④地方裁判所の入院決定に基づく決定の執行及び入院決定又は通院決定を受けた者に対する医療に関する事を所掌しており、四国管内は中国四国厚生局が管轄しています。

四国厚生支局では、四国管内における精神保健判定医及び精神保健参与員に関する事、対象者の移送に関する事に携わっています。

③業務実績

令和3年度における処遇決定状況は、次のとおりです。

内訳	件数
入院決定（移送）	8
通院決定	2
不処遇	1
計	11

（6）医師少数区域等で勤務した医師を認定する制度

①制度概要

医師少数区域等における勤務の促進のため、医師少数区域等に一定期間（6ヵ月以上）勤務し、その中で医師少数区域等における医療の提供のために必要な業務を行った方を厚生労働大臣が認定する制度です。

なお、認定を受けた医師は、地域支援病院の管理者になることができるほか、その医師が在籍する病院等において、医師少数区域等で勤務する医師の質の向上のための研修費用や書籍の購入など経済的支援を補助金により受けることができます。

②業務概要

認定を受けたい医師自らが、個々の患者の生活背景を考慮し、幅広い病態に対応する継続的な診療や保健指導、他の医療機関や、介護・福祉事業者等との連携、地域住民に対する健康診査や保健指導等の地域保健活動の実績を届け出いただき、四国厚生支局で申請書を審査し医師少数区域等における医療に関する経験を認定します。

③業務実績

令和3年度における認定状況は、次のとおりです。

内容	件数
医師少数区域等で勤務した医師の認定	76

6 地域包括ケア推進課

(1) 地域包括ケアシステムの構築支援に関する企画・立案、総合調整

①業務概要

団塊の世代（約 800 万人）が 75 歳以上となる 2025 年（令和 7 年）以降は、国民の医療や介護の需要が、さらに増加することが見込まれています。このため、厚生労働省では、2025 年（令和 7 年）を目途に、重度な介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制の構築を推進しています。この必要な支援が一体的に提供される体制を「地域包括ケアシステム」といいます。

当課では、この地域包括ケアシステムの構築の支援のため、県と連携しつつ、市町村における取組を推進・支援しています。具体的には、支援方策を検討するための四国厚生支局地域包括ケア推進本部の設置・運営や、県・市町村・学識経験者等の関係者との意見交換会を開催しています。

②業務実績

令和 3 年度における地域包括ケア推進本部会議、フォーラム等の開催状況及び視察の実績は、次のとおりです。

【地域包括ケア推進本部会議の開催状況】

開催	会議内容
第1回（11月2日）	・令和3年度の業務計画について ・令和3年度厚生労働省職員派遣市町村支援 ・老人保健健康増進等事業について ・認知症セミナー等について ・移動支援セミナーについて
第2回（3月16日）	・令和3年度の業務実績について ・令和4年度の業務について

◆四国厚生支局地域包括ケア推進本部の概要

- ・設置目的：四国厚生支局管轄区域内における地域包括ケアシステムの構築を推進するため、県及び市町村等に対する必要な支援について協議するとともに、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に資する具体的な支援を実施します。

- ・組織：本部長、副本部長、本部員、参与

四国厚生支局として総合的に支援等を協議・実施するため、支局長を本部長、次長を副本部長、支局内関係課所長を本部員として設置。

本部員は、指導総括管理官、総務課長、企画調整課長、健康福祉課長、管理課長、調査課長、徳島事務所長、愛媛事務所長、高知事務所長、地域包括ケア推進課長、地域包括ケア推進課長補佐、地域包括ケア推進官、地域支援事業係長、その他本部長が必要と認めた者。

参与として、地域包括ケア関係の専門家及び地方自治体課室長。

【フォーラム等の開催状況】

ア. 国の地方支分部局職員を対象とした認知症サポーター養成講座

日 時：令和3年11月4日（木）13：30～

場 所：高松サポート合同庁舎 南館1階 南101大会議室

参 加 者：高松サポート合同庁舎に入居する国の地方支分部局職員等

参加人数：38名

イ. 令和3年度移動支援セミナー

日 時：令和3年11月9日（火）13：30～

場 所：徳島グランヴィリオホテル1階 グランヴィリオホール

参 加 者：徳島県内の市町村介護保険主管課担当者及び交通部局担当者並びに移動支援に関心のある団体担当者等

参加人数：61名

ウ. 令和3年度認知症セミナー

日 時：令和3年11月19日（金）13：15～

場 所：オンライン開催（Zoom ウェビナー利用）

参 加 者：県及び市町村認知症施策担当職員、認知症疾患医療センター職員、若年性認知症支援コーディネーター、地域包括支援センター職員、認知症地域支援推進員、認知症の人と家族の会等

参加人数：451名

エ. 国の地方支分部局職員を対象とした認知症サポーター養成講座

日 時：令和3年12月1日（火）14：00～

場 所：高知県立県民文化ホール 第6多目的室

参 加 者：高知市に所在する国の地方支分部局職員等

参加人数：25名 ※高知事務所主催

オ. 国の地方支分部局職員を対象とした認知症サポーター養成講座

日 時：令和3年12月6日（月）14：00～

場 所：松山地方合同庁舎 6階共用会議室

参 加 者：松山地方合同庁舎に入居する国の地方支分部局職員等

参加人数：20名 ※愛媛事務所主催

カ. 国の地方支分部局職員を対象とした認知症サポーター養成講座

日 時：令和3年12月8日（水）14：00～

場 所：徳島第2地方合同庁舎 共用第1会議室

参 加 者：徳島第2地方合同庁舎に入居する国の地方支分部局職員等

参加人数：19名 ※徳島事務所主催

【地域包括ケアシステム構築に関する情報収集等のための視察】

視察先	実施日
愛媛県上浮穴郡久万高原町	令和3年12月16日
愛媛県西宇和郡伊方町	令和3年12月17日
香川県綾歌郡綾川町	令和3年12月20日
愛媛県今治市	令和3年12月20日
愛媛県新居浜市	令和3年12月20日
愛媛県八幡浜市	令和3年12月20日
徳島県美馬市	令和3年12月23日
愛媛県東温市	令和4年1月6日
愛媛県南宇和郡愛南町	令和4年1月13日
香川県綾歌郡宇多津町	令和4年1月27日

(2) 地域包括ケアシステムの普及・啓発

①業務概要

地域包括ケアシステムに関する施策について、厚生労働省老健局と連携を図りながら、都道府県等が行う取組との関係に留意しつつ、講演の実施、関係行事への積極的な参加等、これら施策の普及・啓発に資する取組を行います。

あわせて、厚生労働省老健局が地方厚生（支）局の区域等ごとにブロック会議、研修会等を開催する場合においては、その企画立案段階から協力するとともに、開催のための連絡調整、資料作成、運営等を行います。

また、四国厚生支局ホームページを活用し、地域包括ケアシステム関係情報について広く情報提供を行うとともに、四国厚生支局管内各自治体と情報共有を行っています。

②業務実績

認知症施策に関する中国四国厚生局・四国厚生支局管内ブロック会議は、令和3年11月19日に開催しました。

(3) 地域支援事業の助言・支援

①業務概要

管内市町村の地域支援事業の取り組み状況や好事例を把握するとともに、分析及びその結果を踏まえた情報共有や助言及び連携を図るため、事例発表や意見交換を行うセミナー等に参加しています。

②業務実績

令和3年度における県等主催のセミナー等への参加実績は、次のとおりです。

名称	主催	場所（参加形態）	実施日
（高松市における男性介護者の現状）調査報告会	さぬき男介護友の会	Web	R3.6.8

全国居住支援法人協議会 総会記念シンポジウム	全国居住支援法人協議会	Web	R3.6.26
令和3年度高知県居住支援協議会第1回定期総会	高知県居住支援協議会	Web	R3.7.12
宇多津町研修会「宇多津町における地域づくり」協議体としてどう活動するか	宇多津町	宇多津町	R3.7.13
香川県地域包括ケアシステム学会	香川県地域包括ケアシステム学会	高松市	R3.7.28
介護予防推進等担当者研修会	香川県	高松市	R3.7.30
令和3年度市町の地域特性に応じた地域包括ケアシステムの構築支援事業に係る「地域包括ケアシステム構築支援セミナー」	愛媛県	Web	R3.8.2
令和3年度市町の地域特性に応じた地域包括ケアシステム構築支援事業に係る「市町個別訪問支援」	愛媛県	Web	R3.8.3
香川県地域両立支援推進チーム連絡会・長期療養者就職支援担当者連絡協議会合同会議	香川労働局	高松市	R3.8.3
まちづくり・住まいづくりに関する建政部セミナー	法務省	Web	R3.8.4
老健事業（地域共生）第1回検討委員会	NTT データ経営研究所	Web	R3.8.13
第4回徳島県地域包括ケアシステム学会 学術集会	徳島県地域包括ケアシステム学会	Web	R3.8.22
いきがい・助け合いサミット in 神奈川	公益財団法人 さわやか福祉財団	Web	R3.9.1～ R3.9.2
「地域ケア会議」研修会	岡山県	Web	R3.9.14
令和3年度介護予防・日常生活支援総合事業等の充実のための厚生労働省職員派遣等による支援（徳島県小松島市）	厚生労働本省	Web	R3.9.15
地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備及び地域づくりの取組について	厚生労働本省	Web	R3.10.1

香川健康づくり推進セミナー	香川労働局	Web	R3.10.7
都道府県等介護予防担当者会議	厚生労働本省	Web	R3.10.12
介護保険における保険者機能強化支援のための職員研修（都道府県職員研修及び指定都市職員研修）	厚生労働本省	Web	R3.10.18~ R3.10.20
令和3年度高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る支援者研修会	国民健康保険中央会	Web	R3.10.19
地域包括ケア実践セミナー「共生社会を見据えた社会資源の有効活用」	トーテックアメニティ株式会社	Web	R3.10.22
地域づくり人材養成研修	全国コミュニティライフサポートセンター（CLC）	Web	R3.10.27
老健事業（地域共生）第2回検討委員会	NTT データ経営研究所	Web	R3.11.5
令和3年度介護予防・日常生活支援総合事業等の充実のための厚生労働省職員派遣等による支援（徳島県小松島市）	厚生労働本省	小松島市	R3.11.22
介護予防・日常生活支援総合事業等担当者会	愛媛県	松山市	R3.12.9
愛媛県介護予防従事者研修会	愛媛県	松山市	R3.12.9
徳島県地域両立支援推進チーム会議	徳島労働局	徳島市	R3.12.17
香川県地域包括ケアシステム学会第4回学術集会	香川県地域包括ケアシステム学会	高松市	R3.12.19
令和3年度介護予防・日常生活支援総合事業等の充実のための厚生労働省職員派遣等による支援（徳島県小松島市）	厚生労働本省	Web	R4.1.24
令和3年度香川県居住支援協議会	香川県	Web	R4.2.16
老健事業（地域共生）第3回検討会	NTT データ経営研究所	Web	R4.2.16
高知県居住支援協議会セミナー	高知県居住支援協議会	Web	R4.2.18

令和3年度徳島県地域包括ケアシステム 学会市民講座	徳島県地域包 括ケアシステ ム学会	Web	R4.2.19
ヘルスケアビジネスの展開に関するオン ラインセミナー	経済産業省四 国経済産業局	Web	R4.2.22
重層的支援体制整備構築推進人材養成事 業（ブロック別研修）	厚生労働本省	Web	R4.2.22
MaaS シンポジウム	経済産業省四 国経済産業局	Web	R4.2.22
在宅医療・介護連携推進事業研修	徳島県	Web	R4.3.4
老健事業（地域共生）フォーラム	NTT データ経 営研究所	Web	R4.3.7
令和3年度介護予防・日常生活支援総合 事業等の充実のための厚生労働省職員派 遣等による支援による報告会	厚生労働本省	Web	R4.3.8 ~R4.3.9
地域で支え合うむらづくり農村 RMO 推 進シンポジウム	農林水産省	Web	R4.3.10
高齢者住まい・生活支援伴走支援プロジ ェクト全体会議	一般財団法人 高齢者住宅財 団	Web	R4.3.11
農福連携に係る意見交換会	高松矯正管区	Web	R4.3.24
四国の医療介護周辺産業を考える会 定 例研修会	四国の医療介 護周辺産業を 考える会	Web	R4.3.24

（４）認知症施策の普及・啓発、各種事業の助言・支援

①業務概要

認知症施策推進大綱等の認知症施策について、講演実施や関係行事へ参加し、普及・啓発に関する取組を行うとともに、介護保険法の地域支援事業において、包括的支援事業として位置づけられている認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員に関する事業の実施状況の把握、助言、支援等を行っています。

②業務実績

若年性認知症施策担当者等会議は令和4年2月14日に開催しました。
また、県等主催のセミナー等への参加実績は、次のとおりです。

名称	主催	場所（参加形態）	実施日
老健事業（認知症）キックオフミーティング	みずほリサーチ & テクノロジー ズ	Web	R3.6.18

老健事業（認知症）第1回有識者会議	みずほリサーチ &テクノロジー ズ	Web	R3.9.3
世界アルツハイマーデー記念講演	徳島県	Web	R3.10.3
老健事業（認知症）第2回有識者会議	みずほリサーチ &テクノロジー ズ	Web	R3.10.14
令和3年度愛媛県認知症施策市町連携会議	愛媛県	Web	R3.11.4
認知症で日本をつなぐシンポジウム2021	認知症関係当事 者・支援連絡会	Web	R3.11.7
愛媛県世界アルツハイマーデー記念講演会	愛媛県	Web	R3.11.13
認知症予防講座	高松市	高松市	R3.11.24
令和3年度認知症地域支援推進員研修	認知症介護研 究・研修東京セ ンター	Web	R3.12.2 ~R3.12.3
【R3 老健：認知症ケアパス】中国厚生局・ 四国厚生支局管内県対象支援会議	厚生労働本省	Web	R4.1.27
老健事業（認知症）第3回有識者会議	みずほリサーチ &テクノロジー ズ	Web	R4.2.2
老健事業（認知症）第4回有識者会議	みずほリサーチ &テクノロジー ズ	Web	R4.3.10
老健事業（認知症）事業報告会	みずほリサーチ &テクノロジー ズ	Web	R4.3.18

◆認知症施策推進大綱の概要

認知症施策について、これまで「認知症施策推進総合戦略（オレンジプラン）」を推進してきましたが、今後、更なる高齢化の進展と認知症高齢者の増加が見込まれる中で、政府全体で認知症施策をさらに協力で推進していくため、令和元年6月18日に認知症施策推進関係閣僚会議において、「認知症施策推進大綱」がとりまとめられました。認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、「認知症バリアフリー」の取組を進めていくとともに、「共生」の基盤の下、通いの場の拡大など「予防」の取組を政府一丸となって進めていきます。

※「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる、という意味です。

※「予防」とは、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。

「認知症施策推進大綱」を推進していくためには以下の5つの柱に沿って施策を総合的に推進しています。

- ① 普及啓発・本人発信支援
- ② 予防
- ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- ④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- ⑤ 研究開発・産業促進・国際展開

(5) 地域支援事業交付金や地域医療介護総合確保基金(介護分)の執行

①業務概要

地域支援事業交付金は、市町村が地域支援事業として、被保険者が要介護状態または要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するために交付するもので、内示額決定のための事前協議など執行業務等を行っています。

地域医療介護総合確保基金(介護分)は、地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」、「資質向上」、「労働環境・処遇の改善」に資する事業の支援、いわゆる「介護人材分」と、地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、「地域密着型サービス施設等の整備」、「介護施設の開設準備軽費等」、「特養多床室のプライバシー保護のための改修等」、地域の実情に応じた介護サービス体制の整備を促進するための支援、いわゆる「施設整備分」について、翌年度の所要額調査等を行っています。

②業務実績

令和3年度における業務実績は、次のとおりです。

【地域支援事業交付金】

業務内容	実施時期
令和2年度実績報告取りまとめ	9月
令和3年度交付申請書取りまとめ	3月
令和3年度変更交付申請書取りまとめ	—

【地域医療介護総合確保基金(介護分)】

業務内容	実施時期
都道府県ヒアリング(介護分)	—

(6) 介護保険事業(支援)計画に関する助言・支援

①業務概要

介護保険法第116条の国の基本指針に基づき、市町村は法117条第1項、都道府県は法第118条第1項に基づき、3年を1期(令和3~5年度)とする第8期介護保険事業(支援)計画を定めることとされています。

これらの計画作成に関する進捗状況、作成に当たっての課題等について、老健局と連携を図りながら、管内の県を通じて把握し、課題のある市町村及び県に関しては当該県に対して必要な助言及び支援を行います。

また、第8期介護保険事業（支援）計画に関し、四国厚生支局管内の各県による計画の作成状況及び市町村支援の状況を確認するため、ヒアリングを実施しています。ヒアリングの際に、第8期介護保険事業（支援）計画の作成状況についての進捗及び意見聴取を行いました。

②業務実績

令和3年度における各県へのヒアリング実績は、次のとおりです。

県名	実施日
徳島県	2月2日
香川県	2月7日
愛媛県	2月1日
高知県	2月4日

7 保険年金課

(1) 健康保険組合に対する認可・指導監督

①業務概要

健康保険組合は、健康保険法に基づき国の健康保険事業を代行する公法人です。

四国厚生支局では、健康保険事業を運営している健康保険組合の指導監督及び健康保険組合に対する規約変更の認可等を行っています。

また、健康保険組合の設立・解散及び合併等の事務指導を行っています。

◆健康保険組合の状況（令和4年3月末現在）

- 健康保険組合数 23組合
- 被保険者数 約9.5万人

②業務実績

令和3年度は、7組合を対象に実地監査を行いました。

令和3年度における申請書等の処理件数は、次のとおりです。

(単位：件)

区分	規約改正等の認可	届出等の受理	大臣への提出書類の経由	公法人証明、印鑑証明等
健康保険組合	18	86	245	100

(2) 全国健康保険協会支部に対する認可・質問検査

①業務概要

中小企業等のサラリーマン等が加入する健康保険は、全国健康保険協会が運営しており、都道府県ごとに47の支部が設置されています。

四国厚生支局では、四国管内に所在する4支部への質問検査及び立入検査に係る認可等を行っています。

②業務実績

令和3年度は、全国健康保険協会支部の2支部について保険者機能の強化の観点から立入検査を行いました。

令和3年度における申請書等の処理件数は、次のとおりです。

(単位：件)

区分	立入検査等の認可
全国健康保険協会	0

(3) 確定給付企業年金、確定拠出年金（企業型年金）に対する認可・指導監督

①業務概要

確定給付企業年金は、労使合意の年金規約に基づき、事業所と信託会社・生保会社等が契約を結び、母体企業の外で年金資産を管理・運用し年金給付を行う「規約型」と、母体企業とは別の法人格をもった基金を設立したうえで、基金において年金資産を管理・運用し年金給付を行う「基金型」があります。

確定拠出年金は、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己責任において運用の指図を行い高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするための制度です。

四国厚生支局では、確定給付企業年金、確定拠出年金（企業型年金）に係る認可、承認及び指導監督等を行っています。

◆承認規約数の状況（令和4年3月末現在）

- 確定給付企業年金（基金型を含む。） 310規約
- 確定拠出年金（企業型年金） 127規約

②業務実績

令和3年度は、確定給付企業年金（基金型を含む。）の監査について、書面監査61件を行いました。

令和3年度における申請書等の処理件数は、次のとおりです。

（単位：件）

区分	規約(改正を含む)の承認等	届出等の受理	大臣への提出書類の経由	公法人証明、印鑑証明等
確定給付企業年金	36	371	30	353
確定拠出年金	47	296		

8 管理課

(1) 国民健康保険の保険者等に対する助言・指導監督

①制度概要

国民健康保険は、自営業者等他の医療保険制度（被用者保険、後期高齢者医療制度）に加入していない者を被保険者とし、疾病、負傷、出産又は死亡に関する給付を行う制度です。都道府県及び市町村（特別区を含む）が保険者となる市町村国保と、業種ごとに組織される国民健康保険組合から構成されております。また、国民健康保険団体連合会は、都道府県及び市町村並びに国民健康保険組合が共同で事務を行うため都道府県単位で設立された団体であり、診療報酬の審査及び支払事務などを実施しています。

②業務概要

四国厚生支局管内の国民健康保険の保険者等に対し、国民健康保険事業の適正かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化、医療費の適正化及び保健事業の充実に努めるよう、指導監督を行っています。

③業務実績

令和3年度における業務実績は、次のとおりです。

(単位：件)

県	市町村	国保組合	国保連合会
4	4	0	2

④主な助言内容

- ・保険料等の収納対策の強化に関すること。
- ・特定健診の受診率向上に関すること。
- ・医療費適正化対策に関すること。

(2) 後期高齢者医療制度に係る助言・指導監督

①制度概要

後期高齢者医療は、従来の老人保健制度に代わって、平成20年4月に創設された医療保険制度で、原則75歳以上の者を被保険者としています。制度の運営は都道府県ごとに全市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が行っており、国民健康保険団体連合会は診療報酬の審査及び支払事務などを実施しています。

②業務概要

四国厚生支局管内の後期高齢者医療の保険者等に対し、後期高齢者医療事業の適正かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化及び医療費の適正化に努めるよう、指導監督を行っています。

③業務実績

令和3年度における業務実績は、次のとおりです。

(単位：件)

県	市町村	広域連合	国保連合会
4	4	4	2

④主な助言内容

- ・保険料等の収納対策の強化に関すること。
- ・健康診査の受診率向上に関すること。

(3) 社会保険診療報酬支払基金支部の監督

①概要

社会保険診療報酬支払基金は、被用者保険に係る診療報酬の審査支払機関です。支払基金は、医療機関から請求された診療報酬（診療内容）が適正であるかどうかを審査した上で、保険者に請求を行います。保険者は、事業主と被保険者から納められた保険料により支払基金に診療報酬を払い込み、支払基金は、この診療報酬を毎月一定の期日までに医療機関に支払います。このように、医療費は、医療機関、保険者が個別にそれぞれの請求・支払を行うのではなく、支払基金という公的な機関を等して適正に審査され、支払われています。

②業務概要

四国厚生支局管内の社会保険診療報酬支払基金支部に対して、業務の適正かつ効率的な運営を確保することを目的として監督を実施しています。

③業務実績

令和3年度における業務実績は、次のとおりです。

内容	件数
監査	2支部

9 医療課

(1) 特定機能病院に対する立入検査

①制度概要

特定機能病院は、医療施設機能の体系化の一環として、高度な医療の提供、高度な医療技術の開発及び高度な医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院について、厚生労働大臣から特定機能病院として承認を得た医療機関になります。四国管内において国の承認を得ている特定機能病院は、現在、各県の大学病院（4 機関）になります。

なお、質の高い臨床研究を推進するため、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的役割を担う病院を臨床研究中核病院として国が承認を行っておりますが、現在、四国管内に承認された医療機関はございません。

②業務概要

医療法第25条第3項の規定に基づき、特定機能病院が法令に規定された人員及び構造・設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか等について検査するため、特定機能病院に対する立入検査業務を行っています。主な検査項目は次のとおりです。

(立入検査の主な検査項目)

- ・医療の安全の確保について
- ・院内感染対策について
- ・医薬品に係る安全管理について
- ・医療機器に係る安全管理について
- ・平成28年改正省令事項
- ・平成30年改正省令事項
- ・令和3年改正省令事項
- ・職員健康診断
- ・特定機能病院の要件事項

③業務実績

令和3年度における業務実績については、新型コロナウイルス感染急拡大により、1 機関については書面調査としました。

内容	件数
立入検査	4 件

(2) 保険医療機関等及び保険医等に対する指導監督

①制度概要

保険医療機関等若しくは保険医等に対する指導及び監査は、保険医療機関等における保険診療等について定められている「保険医療機関及び保険医療養担当規則」（保険薬局若しくは保険薬剤師の場合は、「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」）を理解していただき、保険診療等の質的向上及び適正化を図ることを目的として、各種法令に基づき実施しています。

また、指定訪問看護事業者、柔道整復師及びはり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師についても同様に各種法令や通知に基づき実施しています。

②業務概要

保険医療機関等及び保険医等に対する指導監査業務について、香川県については指導監査課が担当し、徳島県、愛媛県及び高知県については、所在する県事務所が担当して実施していますが、案件によっては、当課と共同して指導監査業務を実施しています。

また、臨床研修指定病院、大学附属病院等の保険医療機関等に対して、厚生労働省、四国厚生支局及び県が共同して行う特定共同指導や共同指導を実施しています。

さらに、各県事務所等に対する連絡調整や業務指導・監督等を行い、当支局管内における指導監査業務の円滑な実施に努めています。

令和4年3月末現在の四国厚生支局管内における指定・登録等状況は、次のとおりです。

区分		機関数（登録人数）	備考
保険医療機関等	病院	449機関	歯科併設67機関含む
	医科診療所	2,712機関	歯科併設30機関含む
	歯科診療所	2,002機関	
	薬局	1,897機関	
保険医等	医師	14,840人	
	歯科医師	3,594人	
	薬剤師	10,948人	
指定訪問看護事業者		506機関	
柔道整復施術所		1,291機関	
はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ施術所		847機関	

③業務実績

令和3年度における特定共同指導・共同指導は、新型コロナウイルス感染症への保険医療機関等の対応体制等を考慮した結果、中止としました。

10 調査課

調査課は、保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師及び指定訪問看護事業者等の医療保険事業の療養担当者に係る情報の管理及び分析や四国厚生支局の医療指導部門の訴訟に係る業務の調整を行っています。

(1) 保険医療機関等管理システムの運用、情報の管理及び分析

○業務概要

健康保険法に基づく保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者の指定に係る情報や保険医療機関において診療に従事する保険医及び保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師の登録に係る情報等について、保険医療機関等管理システムからデータを抽出し、四国厚生支局のホームページに掲載しています。

また、個別指導において保険医療機関等に改善を求めた主な指摘事項についても、適正な保険診療、診療報酬の請求に役立てていただく目的から、ホームページへの掲載を行っています。

(2) 保険医療機関等の情報公開

①業務概要

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）等に基づき、医療指導部門の保有する行政文書の開示請求について、対応を行っています。

②業務実績

令和3年度における開示請求の処理状況は、次のとおりです。

部門	件数
医療指導部門	26

(3) 医療指導部門の訴訟に関する調整

①業務概要

国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に基づき、四国厚生支局長が行った処分について、国を被告とする訴訟（医療指導部門に属するものに限る。）に係る業務の調整を行っています。

②業務実績

令和3年度には訴訟対応はありませんでした。

11 指導監査課及び各県事務所

四国厚生支局管内4県について、香川県は指導監査課が、徳島県・愛媛県・高知県は各県事務所が保険医療機関等の指導などの業務を行っています。

(1) 保険医療機関等及び保険医等に対する指導監査

①制度概要

ア 保険医療機関等に対する指導・監査

「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定められている保険診療（保険調剤）の取扱い及び診療（調剤）報酬の請求等に関する事項について周知徹底し、保険診療（調剤）の質的向上及び適正化を図ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、保険医療機関、保険薬局、保険医及び保険薬剤師に対して指導を実施しています。

イ 指定訪問看護事業者、柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師に対する指導・監査に対する指導・監査

「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準」等に定められている指定訪問看護の取扱い及び訪問看護療養費の請求に関する事項について周知徹底し、指定訪問看護の質的向上及び適正化を図ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、指定訪問看護事業者、訪問看護ステーションの看護師等に対して指導を実施しています。

また、受領委任の取扱規程等に定められている保険施術の取扱い及び療養費の請求に関する事項について周知徹底し、保険施術の質的向上及び適正化を図ることを目的として、厚生労働大臣の通知に基づき、受領委任に係る登録等を受けた柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師に対して指導を実施しています。

②業務概要

指導は次の形態により行っています。

ア 保険医療機関等に対する指導・監査

- ・ 集団指導＝保険医療機関等又は保険医等を対象に e ラーニング等で実施。
- ・ 集団的個別指導＝保険医療機関等を対象に講習会方式で実施。
- ・ 個別指導＝保険医療機関等を対象に個別面談方式で実施。
- ・ 新規個別指導＝新規指定の保険医療機関等を対象に個別面談方式で実施。

イ 指定訪問看護事業者、柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師に対する指導・監査

- ・ 集団指導＝新規指定の指定訪問看護事業者、受領委任の取扱い等を承諾した柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師等を対象に講習会方式で実施。

- ・個別指導＝指導対象となる指定訪問看護事業者、柔道整復師、はり師、きゅう師。
あん摩マッサージ指圧師に対して個別面談方式で実施。

なお、診療内容や診療報酬・療養費の請求に不正又は著しい不当があったこと等により、監査を実施する場合がありますが、その監査の結果に基づき、必要に応じて保険医療機関・保険薬局、指定訪問看護事業者の指定の取消、保険医等の登録取消等及び柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任の取扱いの中止等の行政上の措置を行います。

③業務実績

令和3年度における業務実績は、次のとおりです。

【保険医療機関等の指導状況】

(単位：件)

		新規 個別指導	集団指導	集团的 個別指導	個別指導
徳島	医科・病院	0	117	9	0
	医科・診療所	6	656	42	3
	歯科	6	494	36	1
	薬局	8	432	30	1
香川	医科・病院	0	94	7	0
	医科・診療所	10	774	52	3
	歯科	10	554	39	2
	薬局	10	566	41	5
愛媛	医科・病院	0	141	10	1
	医科・診療所	14	1119	71	1
	歯科	12	763	56	4
	薬局	21	689	46	0
高知	医科・病院	0	129	10	4
	医科・診療所	5	457	25	3
	歯科	1	395	29	2
	薬局	13	452	29	2
計	医科・病院	0	481	36	5
	医科・診療所	35	3006	190	10
	歯科	29	2206	160	9
	薬局	52	2139	146	8

【指定訪問看護事業者の指導状況】 (単位：件)

	集団指導	個別指導
徳島	9	0
香川	6	0
愛媛	8	0
高知	5	0
計	28	0

【柔道整復師の指導状況】 (単位：件)

	集団指導	個別指導
徳島	11	0
香川	15	0
愛媛	14	0
高知	7	0
計	47	0

【はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の指導状況】

(単位：件)

	集団指導	個別指導
徳島	13	0
香川	38	0
愛媛	29	0
高知	11	0
計	91	0

(2) 保険医療機関等の施設基準の調査

①制度概要

保険医療機関及び保険薬局は、「施設基準」(従事者数、施設・設備等に関して厚生労働大臣が定めた基準)を満たすことにより、所定の診療(調剤)報酬を算定できます。

②業務概要

四国厚生支局では、保険医療機関等から提出された施設基準に係る届出の審査、受理及び受理後の調査等の業務を行っています。

③業務実績

令和3年度における適時調査の状況は、次のとおりです。

(単位：件)

	医科・病院	医科・診療所	歯科	薬局
徳島	0	0	0	0
香川	1	0	0	0
愛媛	0	0	0	0
高知	4	0	0	0
計	5	0	0	0

(3) 保険医療機関等の指定及び保険医等の登録

①制度概要

医療機関又は薬局が健康保険等の公的医療保険による診療等を行うためには、保険医療機関又は保険薬局として厚生労働大臣の指定を受けなければなりません。また、保険医療機関において健康保険等の診療に従事する医師若しくは歯科医師、保険薬局において健康保険等の調剤に従事する薬剤師は、厚生労働大臣の登録を受けた保険医または保険薬剤師でなければならないとされています。

指定訪問看護ステーションが指定訪問看護事業を行った場合には、医療保険から訪問看護療養費が支給されます。この指定訪問看護事業は、従事者の知識、技能及び人員等の基準を満たしたものととして厚生労働大臣の指定を受けた事業者が行うこととされています。

被保険者等が柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師（以下「柔道整復師等」という。）から施術を受けた場合、その費用は、原則として被保険者等が一旦柔道整復師等に支払い、後日、保険者から療養費として償還を受ける現金給付の仕組みとなっています。しかし、被保険者の負担を軽減するため、柔道整復師等から施術を受けた被保険者等は一部負担金に相当する額のみを柔道整復師等に支払い、残りの療養費は、被保険者等から受領委任を受けた柔道整復師等が保険者に請求する仕組み（受領委任払い）を採っています。

②業務概要

- ア 健康保険法に基づく保険医療機関及び保険薬局並びに指定訪問看護事業者の指定を行います。
- イ 保険医療機関等において健康保険等の診療に従事する医師又は保険薬局において健康保険等の調剤に従事する薬剤師の保険医及び保険薬剤師の登録を行います。
- ウ 柔道整復師の受領委任に関する登録及び承諾等を行います。
- エ はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の受領委任の申出等の受付及び承諾等を行います。

③業務実績

令和3年度における業務実績は、次のとおりです。

【保険医療機関等の指定状況】

(単位：件)

	医科			歯科			薬局		
	指定	廃止等	3年度末現在	指定	廃止等	3年度末現在	指定	廃止等	3年度末現在
徳島	92	99	703	62	67	447	81	80	383
香川	118	126	780	73	70	499	81	87	521
愛媛	151	162	1136	94	102	693	107	84	608
高知	67	76	542	46	49	363	75	69	385
計	428	463	3161	275	288	2002	344	320	1897

※「指定」は新規・更新の、廃止等欄は廃止・辞退・取消の合計件数。「歯科」は病院併設機関を含んだ合計件数。

【指定訪問看護事業者の指定状況】 (単位：件)

	指定	廃止	辞退	3年度末 現在
徳島	15	3	0	100
香川	16	6	0	128
愛媛	12	7	0	191
高知	9	4	0	87
計	42	20	0	506

【保険医等の登録状況】 (単位：件)

		新規登録	抹消等	異動		3年度末現在
				転入	転出	
徳島	医 師	34	9	49	55	3336
	歯 科 医 師	32	3	10	29	1004
	薬 剤 師	42	0	17	17	2487
香川	医 師	51	21	91	100	3602
	歯 科 医 師	6	4	19	12	891
	薬 剤 師	40	5	45	41	2913
愛媛	医 師	75	11	123	115	4986
	歯 科 医 師	3	3	10	13	1090
	薬 剤 師	68	1	61	29	3237
高知	医 師	63	9	75	86	2916
	歯 科 医 師	3	1	10	1	609
	薬 剤 師	42	0	39	31	2311
計	医 師	223	50	338	356	14840
	歯 科 医 師	44	11	49	55	3594
	薬 剤 師	192	6	162	118	10948

※「抹消等」欄は抹消、死亡、取消の合計件数。

【柔道整復師(施術所)の申出状況】 (単位：件)

	届出・申出	廃止	3年度末現在
徳島	20	11	309
香川	19	26	400
愛媛	33	32	376
高知	5	9	206
計	77	78	1291

【はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師（施術所）の申出状況】

（単位：件）

	届出・申出	廃止	3年度末現在
徳島	7	11	139
香川	18	7	263
愛媛	29	17	330
高知	5	3	115
計	59	38	847

（４）四国地方社会保険医療協議会部会の運営

①制度概要

四国地方社会保険医療協議会議事規則により、保険医療機関及び保険薬局の指定について、四国地方社会保険医療協議会部会の部会で審議を行っています。

②業務概要

四国地方社会保険医療協議会部会を各県に設置し、庶務を行っています。

③業務実績

令和3年度における四国地方社会保険医療協議会部会は、各県において月1回（年12回）開催されました。

12 社会保険審査官室

○ 社会保険各法による保険者が決定した不服申立への対応

①業務概要

社会保険審査官は、社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和28年法律第206号）の規定により地方厚生（支）局に設置され、厚生労働大臣から任命された独立した機関として、社会保険各法（健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民年金法等）に基づく保険（年金）給付や被保険者資格、標準報酬、保険料（ただし、国民年金に限る。これ以外の保険料は社会保険審査会へ審査請求を行う。）について、保険者（厚生労働大臣、日本年金機構理事長、全国健康保険協会各支部長等）が行った処分決定に対する不服申立てである審査請求の業務を行っています。

②業務実績

令和3年度における審査請求の取扱状況は、次のとおりです。

（単位：件）

制度	受付状況			処理状況					計	翌年度繰越し
	前年度繰越し	受付	計	取下げ	移送	決定状況				
						却下	容認	棄却		
健康保険	1	8	9	0	2	0	1	6	9	0
船員保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生年金保険	11	110	121	3	0	4	0	106	113	8
国民年金	14	31	45	3	0	5	0	32	40	5
合計	26	149	175	6	2	9	1	144	162	13

（注1）「取下げ」とは、審査請求後に保険者が処分を変更した等の理由により訴えの利益がなくなり、審査請求人が審査請求を取下げたものです。

（注2）「移送」とは、他の厚生局扱分が提出された場合に管轄厚生局へ移送したものです。

（注3）「却下」とは、法定請求期間を経過してからの審査請求や保険者の処分決定が行われていないなど、所要の要件を満たしていないため、審査請求の内容を審理するに至らないと判断したものです。

（注4）「容認」とは、審査請求の内容を審理し、審査請求を認め、原処分を取り消すと判断したものです。

（注5）「棄却」とは、審査請求の内容を審理し、審査請求を認めず、原処分は適正と判断したものです。

13 麻薬取締部

(1) 不正薬物の取締り

①業務概要

ア 不正薬物の取締り

麻薬取締部は、薬物犯罪の捜査を行う機関です。同部に所属する麻薬取締官が、麻薬及び向精神薬取締法第54条の規定に基づき、厚生労働大臣の指揮監督を受け、刑事訴訟法の規定による司法警察員として、次の法律で規定される不正薬物の取締りを行っています。

〔薬物関連五法〕

- 麻薬及び向精神薬取締法：ヘロイン、コカイン、MDMA、LSD、向精神薬等
- 大麻取締法：大麻、大麻樹脂・大麻オイル等の大麻濃縮物
- あへん法：あへん、けし、けしがら
- 覚醒剤取締法：覚醒剤、覚醒剤原料
- 麻薬特例法：業として行う薬物の密輸密売やマネー・ロンダリングの処罰、薬物犯罪収益の没収等

〔その他〕

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律：指定薬物等
- 刑法：第2編第14章 あへん煙に関する罪

イ 各取締機関との連携

毎年、関係機関の担当者が出席する「四国地区麻薬取締協議会」を開催しています。

また、取り扱った薬物事犯の性質、内容によっては、適宜、関係機関（警察、税関等）と情報交換、合同捜査を行っています。

②業務実績（令和3年1～12月）

ア 不正薬物の取締り件数等

	検挙件数	検挙人員
麻薬及び向精神薬取締法違反	6件	7名
大麻取締法違反	18件	20名
覚醒剤取締法違反	4件	4名
麻薬特例法違反	1件	2名
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律違反	0件	0名
計	29件	33名

(押収物)	
覚醒剤	6.652g
MDMA	1003.440g
LSD	9.607g
乾燥大麻	6026.072g
大麻濃縮物	5.627g
大麻草	287株

イ 各取締機関との連携

令和3年度は、愛媛県松山市において「四国地区麻薬取締協議会」を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大のため、書面開催で実施しました。

従来であれば、厚生労働省、法務省、財務省、警察庁、海上保安庁、高松高等検察庁、地方検察庁、税関、海上保安本部、県警察本部及びDEA等の機関が出席し、各機関の活動状況、取締りの実情等の情報交換を行うとともに、薬物犯罪の手口や裁判例の分析及び捜査上の留意点について討議等を行い、関係機関相互の連携を図っています。

ウ 捜査実績

令和3年9月、オランダ王国来MDMA2462錠（約970グラム）の輸入事件につき、当部は香川県警察及び神戸税関坂出税関支署と共に香川県内でコントロールド・デリバリー捜査を行い、結果、麻薬特例法違反で在留ベトナム人2名を検挙しました。

また昨今全国的に急増している大麻事犯については、当部単独での捜査、或いは当部と四国管内各県警察との合同捜査により、令和3年中に計20名を検挙、乾燥大麻約6キロ、大麻草計287株等を押収しています。

(2) 薬物鑑定

①業務概要

麻薬取締部の鑑定官が最新の分析機器を駆使して、押収した証拠品を科学的かつ中立的な立場から鑑定しており、薬物犯罪を立証する上で中核となる業務です。

なお、押収した証拠品の鑑定結果を記載した鑑定書は、裁判において科学的に証明された重要な証拠として採用されます。

鑑定の主な業務は、以下のとおりです。

- 押収した薬物の鑑定
- 薬物使用の証明に係る生体試料（尿、汗、毛髪）の鑑定
- 注射器、パイプ、秤量器具等の関係押収品に係る付着物の鑑定
- 迅速かつ信頼性の高い鑑定手法の開発、新たな規制薬物に係る分析法の研究

②業務実績（令和3年1月～12月）

鑑定官が受理した鑑定嘱託件数は、202件（検体数：203検体）です。

(3) 医療用麻薬等の指導・監督

①業務概要

ア 許認可

麻薬、向精神薬等は、中枢神経系に作用して精神機能に影響を及ぼす物質であり、その使用方法を誤ると危険な薬物ですが、すぐれた鎮痛、鎮静効果等を有しているものがあり、医薬品として必要不可欠なものです。

これら薬物の適正な取扱いを確保するため、使用及び流通を正当な目的（医療又は学術研究）に限定した上、その取扱者を免許、許可、届出制とすることで、不正ルートへの横流し等を無くし、国民の健康被害を未然に防止しています。

麻薬取締部は、これら免許等申請にかかる書類審査や現場確認等の業務を行います。

また、特定の麻薬等原料物質については、外国において麻薬等密造の原料に用いられていることから、これらの原料を日本から輸出するにあたっては、輸入国政府宛の事前通報や外国政府からの事前通報に対する回答事務を行い、正規の取引であることを確認しています。

イ 立入検査

麻薬、向精神薬等を正規に取り扱う業者や医療機関等に対する指導・監督については、その業務所等への立入検査を実施することが最も効果的であるため、従来から各県の麻薬取締員や保健所職員と協力して立入検査を行い、麻薬取扱者等に対する行政指導を行っています。※令和3年は新型コロナウイルス蔓延防止のため、違反があった業務所のみ対象として実施。

②業務実績（令和3年1～12月）

ア 許認可件数

	件数
麻薬関係	34件
向精神薬関係	16件
麻薬向精神薬原料関係	2件
覚醒剤・大麻関係	0件
けし関係	1件
計	53件

イ 立入検査

	件数
○麻薬関係	
麻薬輸入業者	0件
麻薬輸出業者	0件
麻薬製剤業者	0件
家庭麻薬製造業者	2件
麻薬元卸売業者	0件

○麻薬関係	件数
麻薬卸売業者	0件
麻薬小売業者	1件
病院・一般診療所	0件
飼育動物診療施設	0件
麻薬研究者	0件
計	3件

○向精神薬関係	件数
向精神薬輸入業者	0件
向精神薬製造製剤業者	0件
免許みなし卸売販売業者	0件
免許みなし薬局	0件
病院・一般診療所・歯科	0件
飼育動物診療施設	0件
計	0件

○覚醒剤関係	件数
覚醒剤研究者	0件
覚醒剤原料取扱者	0件
薬局	0件
病院・診療所	0件
飼育動物診療施設	0件
計	0件

(4) 薬物乱用者対策・再乱用防止活動

薬物相談電話（TEL 087-823-8800）を設置し、薬物乱用者やその家族等からの相談に応じ、薬物乱用者やその家族等が希望した場合は、再乱用防止対策プログラムも実施しています。

また、薬物中毒者に対しては、各県の麻薬取締員等と協力し、再び薬物に手を出さないよう必要な助言・指導を行っています。

さらに、薬物依存・中毒者の治療、社会復帰支援に携わる関係機関（医療機関、行政機関等）の専門職員による取組みについて、情報・意見交換を通じて、相談業務の充実、地域における関係機関の連携強化を図っています。

令和3年度は、10月5日に岡山県で「中国四国地区薬物中毒対策連絡会議」を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため書面開催となりました。翌6日の「中国四国地区再乱用防止対策講習会」については、開催を中止いたしました。

これらの会議は、中国四国厚生局管内と四国厚生支局管内で毎年交互に開催しています。

(5) 薬物乱用防止啓発活動

①薬物乱用防止教室等への講師派遣（令和3年1～12月）

薬物乱用を防止するためには新たな乱用者を生まない社会環境を構築する必要があり、そのために薬物に手を出す前の青少年に対する広報啓発として学校、PTA、各種団体等が主催する薬物乱用防止教室等に講師として職員を派遣しています。

また、保健所やその他公的機関等からも依頼を受け、講師として職員を派遣しています。

業務実績（令和3年1～12月）

○講演実施状況	件数	対象人員
小学校・中学校・高等学校・大学等	10件	2582名
教育委員会等（教育関係）	2件	100名
保健所等	0件	0名
その他公的機関等	0件	0名
計	12件	2682名

②「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

薬物乱用対策として、政府の薬物乱用対策推進会議により「第五次薬物乱用防止五か年戦略（平成30年8月）」が策定されました。その背景のもと、国内の薬物乱用防止活動を推進すべく、官民一体となり国民一人一人の薬物乱用問題に関する知識を高めるため、及び、国連総会決議による「6. 26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図る目的で、毎年「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を実施しています。

（令和3年度運動期間：6月20日～7月19日）

③不正大麻・けし撲滅運動

あへん法で「けし」、麻薬及び向精神薬取締法で「ハカマオニグシ」、大麻取締法で「大麻」が規制されていますが、自生の大麻やけし等が薬物乱用者の間で不正に流通し悪用されることがないように、けしの開花時期や大麻の生長期に合わせ、不正大麻・けし撲滅運動を実施し、関係機関等に対してポスター、リーフレット等を配付するとともに、管内各県、保健所職員等と協力して不正大麻・けしの発見・除去を行っています。

（令和3年度運動期間：5月1日～6月30日）

④麻薬・覚醒剤乱用防止運動

厚生労働省と各都道府県が共催して国民の薬物乱用防止に対する意識を深めるため、地域団体を加え麻薬・覚醒剤乱用防止運動を行っています。

令和3年度は、島根県において「麻薬・覚醒剤乱用防止運動島根大会」を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため開催を延期いたしました。

この大会は、中国四国厚生局管内と四国厚生支生局管内で毎年交互に実施しています。

（令和3年度運動期間：10月1日～11月30日）